

議案第 13 号

令和 3 年度小松島市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度小松島市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 16,113 (戸) |
| (2) 年 間 総 配 水 量 | 6,127,592 (屯) |
| (3) 1 日 平 均 配 水 量 | 16,788 (屯) |
| (4) 主 な 建 設 改 良 費 | |
| ① 建 設 改 良 費 | 125,463 千円 |
| ② 配 水 設 備 改 良 費 | 290,800 千円 |
| ③ 営 業 設 備 費 | 12,573 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|-------------------|------------|
| 第 1 款 水 道 事 業 収 益 | 831,433 千円 |
| 第 1 項 営 業 収 益 | 779,335 千円 |
| 第 2 項 営 業 外 収 益 | 52,093 千円 |
| 第 3 項 特 別 利 益 | 5 千円 |

支 出

- | | |
|-------------------|------------|
| 第 1 款 水 道 事 業 費 用 | 750,250 千円 |
| 第 1 項 営 業 費 用 | 654,311 千円 |
| 第 2 項 営 業 外 費 用 | 69,956 千円 |
| 第 3 項 特 別 損 失 | 25,883 千円 |
| 第 4 項 予 備 費 | 100 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額302,871千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,691千円、及び損益勘定留保資金272,180千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	337,816 千円
第1項	企 業 債	300,000 千円
第2項	補 助 金	20,032 千円
第3項	負 担 金	5,200 千円
第4項	加 入 金	12,584 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	640,687 千円
第1項	建 設 改 良 費	428,836 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	211,851 千円

(企業債)

第5条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	300,000千円	証書借入又は証券発行	年利5%以内 (ただし, 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。 ただし, 財政上の都合により償還年限を短縮し, 若しくは繰上償還又は低利に借り替えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 146,597千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当の補助金として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,060千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、22,363千円と定める。

令和3年3月3日提出

小松島市長 中山 俊雄